

札幌市生涯学習センター使用承認等事務取扱要領

〔平成22年3月25日〕
教育委員会教育長決裁

最近改正 令和3年8月23日

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市生涯学習センター条例(平成12年条例第36号。以下「条例」という。)及び札幌市生涯学習センター条例施行規則(平成12年教育委員会規則第12号。以下「規則」という。)の規定に基づく札幌市生涯学習センター(以下「センター」という。)の使用承認等に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(申込受付時期)

第2条 条例第3条第1項で規定する条例別表で掲げる施設(駐車場を除く。以下「室内有料施設」という。)及び規則別表のうちサークル貸出用ロッカー(以下「ロッカー」という。)の使用申込の受付は、次のとおりとする。

- (1) 室内有料施設のうちホールについては、受付初日を使用月の12カ月前の1日(1月のみ4日)とし、日曜日・祝日及び休日にあたる場合はその翌日とする。
- (2) その他の室内有料施設については、受付初日を使用月の3カ月前の1日(1月のみ4日)とし、日曜日・祝日及び休日にあたる場合はその翌日とする。
- (3) ロッカーについては、受付初日を使用年度の1か月前の1日とし、日曜日・祝日及び休日にあたる場合はその翌日とする。

2 室内有料施設について、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、受付日を繰り上げることができる。

- (1) 準備に相当な時間を要する場合等で必要があると認められるとき
- (2) ホールの使用に伴って、その他の室内有料施設を使用する場合

(受付方法)

第3条 前条第1項の室内有料施設について、受付初日の午前9時から午前9時30分までに来館した申込者については、抽選により申込順序を決定する。ただし、午前9時30分以降の申込者については、先着順とする。

2 前条第1項のロッカーについて、抽選により申込者を決定する。ロッカーの種類を区分して抽選参加者を募集し、応募数が各区分のロッカー数を下回った場合は、抽選不要とする。なお、使用年度途中にロッカーに空きが生じた場合についても、抽選により申込者を決定する。

(使用料の減額又は免除)

第4条 市内の学校教育法で定める国立、公立若しくは私立の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園が使用する場合で、次の各号に該当するときは、使用料の2分の1を減額することができる。

(1) その学校の屋内体育館（講堂）等がない場合又は工事等により使用が不能であること。

(2) 学校が直接運営し、教職員及び児童生徒が出演して行う行事であること。
ただし、教職員及び児童生徒以外の者が出演し、鑑賞する場合を除く。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全額を免除することができる。

(1) 非常災害等の場合の避難場所としての使用等公益上やむを得ない事情があると委員会が認める場合

(2) 札幌市宮の沢若者活動センター又は札幌市リサイクルプラザの事業のうち、札幌市又は委員会と各施設の指定管理者が契約・協定等を締結のうえ実施する事業で使用する場合

(3) 札幌市教育センターが主催する事業で使用する場合

(4) センターの指定管理者が主催又は共催する事業であって、センターの設置目的に寄与する事業であると委員会が認める場合

(5) 札幌市宮の沢若者活動センター又は札幌市リサイクルプラザの各施設の指定管理者が主催又は共催する事業であって、センターの設置目的に寄与する事業であると委員会が認める場合

3 次の各号のいずれかに該当するときは、別表に掲げる範囲内でセンター駐車場の使用料の全額を免除することができる。

(1) センター、札幌市宮の沢若者活動センター又は札幌市リサイクルプラザの各施設の指定管理者が保有する車両の使用

(2) 前号に掲げる各施設の指定管理者若しくは札幌市教育センターが実施する事業の講師、指導者又は各施設の指定管理者若しくは札幌市教育センターの運営上必要な関係者の使用

(3) 前号に掲げる施設の室内有料施設を利用する主催者の使用

4 前3項に規定する場合を除くほか、委員会が公益上特に必要と認める場合は、その都度これを定め、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用の取消・変更)

第5条 使用者が室内有料施設の使用を取消し又は変更を申し出る場合は、生涯学習センター使用(取消・変更)申請書(様式1。以下「申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。

2 申請書の提出があった場合は、申請内容を審査のうえ、生涯学習センター使用(取消・変更)承認書(様式2)を交付する。

(使用料の還付)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、收受済の使用料を全額還付する。

(1) 災害その他使用の承認を受けた者の責に帰することのできない事由によって使用不能となった場合

(2) 条例第9条第5号の規定により、使用の承認を取り消した場合

2 使用日の15日前(ホールの場合にあつては、使用日の60日前)までに使用の承認の取消し又は変更の申出があり、これについて相当の事由があると委員会が認める場合、取消しにあつては5割を還付し、変更にあつては差引不足が生じたときはその差額を徴収し、差引剰余が生じたときはその差額を還付する。ただし、割増料及び備付物件の使用料は、使用当日までに申し出た場合に限り、全額還付する。

(還付の事務取扱)

第7条 使用料の還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料還付請求書(様式3)を委員会に提出しなければならない。

(後納)

第8条 規則第3条第3項ただし書の規定に基づく使用料の使用後の納付(以下「後納」という。)は、官公庁及びこれに準ずる者について、使用年度でなければ納付が困難な場合に認めることとする。

2 前項の規定により使用料の後納が認められた使用者の都合により、使用の承認の取消しがあった場合は、第6条第2項の規定による還付相当額を除いた差額を直ちに納付させるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第9条 条例第13条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせている場合における第4条から前条までの規定の適用については、第5条第1項及び第6条第2項の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条、第6条から前条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、前条第1項の規定中「納付」とあるのは「支払」と、同条第2項中「納付させる」とあるのは「支払わせる」と、第5条第1項中「様式1」とあり、同条第2項中「様式2」とあり、第7条中「様式3」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
(札幌市生涯学習センター使用申請受付事務取扱要領等の廃止)
- 2 次に掲げる要領は、廃止する。
 - (1) 札幌市生涯学習センター使用申請受付事務取扱要領
 - (2) 札幌市生涯学習センター使用料減免事務取扱要領
 - (3) 札幌市生涯学習センター使用料還付事務取扱要領
 - (4) 札幌市生涯学習センター使用料納入の特例取扱要領

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年8月23日から施行する。

別表

札幌市生涯学習センター	使用する室内有料施設	駐車限度台数
	ホール	5
	音楽スタジオ1	1
	音楽スタジオ2	1
	演劇スタジオ1	1

	演劇スタジオ 2	1
	サークル活動室 1	1
	サークル活動室 2	1
	サークル活動室 3	1
	サークル活動室 4	1
	サークル活動室 5	1
	大研修室	2
	中研修室 1	1
	中研修室 2	1
	研修室 1	1
	研修室 2	1
	研修室 3	1
	研修室 4	1
	研修室 5	1
	研修室 6	1
	コンピューター研修室	2
	アトリエ	2
	陶芸室	2
	映像スタジオ	1
	講堂	3
	和室・茶室	1
札幌市宮の沢若者活動センター	活動室 A	1
	活動室 B	1
	音楽スタジオ A	1
	音楽スタジオ B	1
	あそびの森	1
	表現活動室	1
	体育室	2

札幌市 教育 センター	技術研修室	1
	情報教育研修室	2
	家庭科研修室	2
	理科研修室	1
	語学研修室	1
	音楽研修室	1